

第46回長崎大学学長選考会議議事要旨

- 1 日 時 平成31年1月21日（月）15：45～16：45
- 2 場 所 長崎大学事務局第3会議室
- 3 議事

(1) 学長選考会議規則第3条第2項に係る取扱いについて

議長から、学長選考会議規則第3条第2項「学長の再任又は解任に関する事項を審議する場合には、理事は、学長選考会議に加わることができない。」に係る取扱いについて審議するものである旨説明があり、次いで、事務局から、資料2により①任期設定に関する現状の評価や新たな制度設計に関する事。②学長選考方法に関する現状の評価や新たな制度設計に関する事。については、同規定「学長の再任又は解任に関する事項」には含まないものとして整理したい旨、説明があった。

続いて審議に入り、提案のとおり異議なく了承された。

(2) 学長の任期について

議長から、前回の学長選考会議懇談会（平成30年10月5日）に引き続き、学長の任期について審議を行うに当たり、前回の学長選考会議懇談会を受け、学内委員が意見を集約し取りまとめた案を基に、審議願いたい旨の説明があった。

次に、理事（総務担当）から、資料3により、学長の任期（案）について、前回の懇談会では学長の任期は最長6年までとし、中間で審査手続きを入れるという意見にほぼ集約されたことから、学内委員で検討した結果「任期は4年、再任は2年の1回限り」を提案したい旨、説明があった。

続いて、審議に入り、①任期は6年で1回の方がよいと考えるが、任期の中間あたりで評価を入れるべきだと考える。②今回の提案は任期6年ではなく、4年と考えるべきか。という学外委員からの意見に対し、学内委員から、任期は4年とするが、再任後の2年と合わせて6年を前提にした考え方であり、3年半経過頃に現行学長に対する再任審査手続きを新たに設けた制度とする旨の説明があった。

審議の結果、学長任期は、「任期は4年、再任は2年の1回限り」とする方向性で了承された。

なお、外部委員からは再任審査時の審査内容、方法が重要になるとの意見があり、今後の学長選考会議において、再任時の審査方法等を審議することが確認された。

(3) 学長の任期改正の適用開始時期について

議長から、新しい学長の任期「任期は4年、再任は2年の1回限り」を適用する開始時期について審議を行うに当たり、学内委員が検討した案を基に、審議願いたい旨の説明があっ

た。

次に、理事（総務担当）から、資料4により、①現行学長は再任できない旨を規程改正したうえで、2020年に現行学長を除いて実施する学長選考により選出された学長予定者から適用開始するパターン。②現行学長の再任を1回限りとする旨を規定改正したうえで、2020年に現学長も含めて実施する学長選考により新たな学長予定者が選出された場合はその学長予定者から適用、現学長が選出された場合は、当該学長任期期限の2023年に実施する学長選考により選出された学長予定者の任期から適用するパターン。以上2つについて学内委員において検討した結果、②のパターンとすることを提案したい旨の説明があった。

続いて、審議に入り、学内委員からの提案のとおり、②のパターンとすることで了承された。

(4) 学長選考会議における当面の検討事項について

議長から、今回の会議では、新しい学長の任期及びその適用時期等を反映させた学長任期規則の改正案を審議いただく予定としている旨の説明があった。

次に、今後審議を予定している事項等について確認させていただきたいとの説明があり、事務局より、資料5により、学長の業務執行状況の確認の方法、学長選考手続きの検討、再任審査手続きの検討を行う必要があると考えている旨の説明があり、これらの事項について、今後、学長選考会議において審議していくことが確認された。

(以上)